

公的研究費の不正使用防止対策の基本方針

2021年11月25日

一般財団法人 日本建築総合試験所
最高管理責任者(理事長)

一般財団法人 日本建築総合試験所(以下、「法人」という)では、「不正な取引に関与した事業者への取引停止等の取扱いに関する方針」に定める「公的研究費」の不正使用を防止するため、次のとおり基本方針を定めます。

- 1.不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、法人内外に公表する。
- 2.適正な運営・管理の基盤となる環境整備のために、以下の取組を推進する。
 - ①事務処理手続きに関するルールの明確化、統一化
 - ②職務権限の明確化
 - ③コンプライアンス教育を通じた職員の意識向上
 - ④告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備並びに運用の透明化
- 3.不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。
- 4.不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
- 5.公的研究費の使用のルール等について情報共有を推進するとともに、取組や事例を広く発信する。
- 6.公的研究費の不正使用が発生しない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以上